

1 PEFC 国際認証制度の創設

地球サミット以降、世界各国で森林認証制度の創設の機運が高まってきた。1993 年にはWWFが中心となって、FSC (Forest Stewardship Council) が設立され、その後世界的広がりを見せた。

このような中、PEFC は 1999 年に発足し、欧州地域の「汎欧州森林認証制度」(Pan European Forest Certification Schemes) としてスタートした。その後、2003 年には、ヨーロッパ以外の諸国が加わり、「PEFC 森林認証制度相互承認プログラム」(Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme)と改称し、世界各国の認証制度と相互承認を行う国際認証組織として活動を開始した。近年は、アジア地域の国々との相互承認はもとより、アフリカ地域においても積極的な活動を展開している。PEFC は、2016 年 9 月、現在、37 か約 3 億 ha の森林が認証 (FM 認証) され、CoC 認証は 10,968 件となっている。(PEFC アジアプロモーションズ・ホームページ)

2 PEFC 国際森林認証制度の概要

PEFC 国際森林認証制度は、①ステークホルダーの合意に基づく認証スキームを策定する認証管理団体 (スキームオーナー)、②ISO の原則を取り入れ認証機関を認定する認定機関、及び③認定機関から認定を受け、認証スキームに基づき森林及びその森林から生産される木材・木製品の生産・加工・流通の各段階を担う企業を認証する認証機関、即ち、この 3 機関が厳正に独立し透明性を確保して管理・運営される制度である。PEFC の特徴を整理すると次のようになる。

(特徴その 1)

PEFC は、各国の森林認証制度間の相互承認をする制度として設立されたことが大きな特徴である。PEFC の主要目的は、信頼ある独立した各国森林認証制度間の適合性を実現し、持続可能な森林管理のための統一かつ高レベルの森林認証制度を世界的に確立し、これを実施することにある。このため、PEFC は、その認証が PEFC 相互承認を受けた森林認証制度を有する全ての国において同一かつ高い水準で適用されていることを検証することとしている。

このようにして、PEFC は、各国の森林認証制度を対象に公開かつ透明で独立した相互承認プロセスを実践し、その水準が世界のすべての PEFC 相互承認を受けた認証制度にも適用されていることを検証することとしている。

(特徴その 2)

前述のように、PEFC は、国際的に広く認められている ISO の原則を取り入れ、認証管理団体 (認証規格)、認証機関及び認定機関の三者が厳格に独立した形で運営される。このシステムの下で、国際認定フォーラムに加盟する各国に唯一の認定機関は、認証機関について、その能力、資質、独立性などに関して厳格な審査に基づいて認定すること

としている。このように認定機関の認定を受けた認証機関は、森林認証規格が求める要求事項について、森林管理者、木材・木製品、紙の加工者などによって遵守されているかどうかについて厳格な審査によって検証し、認証することとしている。

(特徴その3)

PEFCでは、森林認証の基準を「政府間プロセス」によっており、世界の149か国の政府が支持する持続可能な森林管理のための「政府間プロセス基準」(「世界の政府間プロセス基準」参照)のうち、自国の政府が参加する基準を森林管理規格として採用することとしている。政府間プロセス基準は、世界の森林環境に応じて9基準ある。

(参考)

世界の政府間のプロセス基準

1992年の地球サミットでの森林保全への動きを受けて、各国間で持続可能な森林経営のための基準、指標策定のための検討が行われ、以下の9つの政府間プロセス基準がまとめられた。

世界の政府間プロセス基準

○汎欧州施業ガイドライン (PEOLG: 「汎欧州施業ガイドライン」は、六基準の実務的な解釈を提供する。
○ATO(アフリカ木材機関)/ITTO 原則: アフリカ天然熱帯林の持続可能な管理のための基準及び指標 (ATO/ITTO PCI)
持続可能な森林管理のITTOガイドライン: ITTO C&Iに基づく下記のITTOガイドラインは天然熱帯林および植林熱帯林の管理を目的にITTOによって策定され、4.3項で述べるATO/ITTO PC&Iの対象国を除くITTO設立メンバー国において認証基準を作成、または、改正する際の参考根拠となる。 天然熱帯林の森林管理のための森林認証基準は下記に適合しなければならない。 ○天然熱帯林の持続可能な管理のためのITTOガイドライン(1992)(11)、および、 ○熱帯生産林の生物多様性保全のITTOガイドライン(1993)(12)
○モンリオールプロセス(温帯林および北方林の保全および持続可能な管理のための基準および指標)
○中近東プロセス、レパテリックプロセス
○アジア乾燥森林の地域イニシアティブ
○乾燥アフリカ地帯における持続可能な管理のための基準及び指標
○タラポト提案: アマゾン河流域の森林の持続可能な管理のための基準及び

3. PEFC 国際森林認証制度の普及状況

PEFC 認証制度は、1999 年に「汎欧州森林認証制度」(Pan European Forest Certification Schemes) としてヨーロッパの認証制度として創設され、ヨーロッパを中心に活動を展開してきた。

一方、オーストラリア、カナダ、チリ等においては、国を単位とした森林認証制度が設立され、認証活動が展開されていた。このような中、PEFC は、2003 年に「PEFC 森林認証制度相互承認プログラム」(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) に改組し、即ち、ヨーロッパの認証制度から世界的な国際認証制度へと改組し、国を単位として設立されていた認証制度と相互承認(endorsed)を実施し、世界的な森林認証制度のネットワークの構築に向けて活動を開始した。その結果、PEFC 認証制度の認証森林面積は飛躍的に拡大した。

このような経緯の中で、PEFC 国際森林認証制度は、当初、ヨーロッパ、北米を中心に発達したが、最近では、アジア・オセアニア地域において、相互承認に向けた活発な活動が展開されている。特に、アジアにおいては、2011 年に、中国が PEFC との相互承認を行った以降、相互承認に向けた活動が活発化してきている。

現在、インド、タイ、大韓民国がすでに PEFC に加盟し、相互承認に向けて準備中である。更に、トルコ、ネパール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、などが自国の森林認証制度の立ち上げと PEFC 加盟に向けて準備中である。

なお、PEFC は、現在、46 か国の加盟国を擁し、そのうち 37 か国と相互承認を行っている。ちなみに、アジアにおいては、日本は、マレーシア、インドネシア、中国に次いで 4 番目に相互承認が認められた。

アジアに拡大する PEFC

- ・オーストラリア (AFS) : 2002 年 11 月加盟、2,650 万 Ha 認証
- ・インド (NFCC) : 2015 年 12 月に加盟
- ・インドネシア (IFCC) : 2012 年 11 月に加盟、2016 年 9 月現在約 150 万 Ha の認証
- ・タイ (TFCC) : 2016 年 11 月加盟
- ・大韓民国 (KoFP) : 2016 年 6 月加盟
- ・中国 (CFCC) : 2011 年 6 月加盟、553 万 Ha 認証
- ・日本 (SGEC) : 2014 年 7 月加盟、2016 年 6 月承認
- ・ニュージーランド (NZFCA) : 2015 年 1 月加盟、同 12 月に承認
- ・マレーシア (MTCC) : 2002 年 11 月加盟、398 万 Ha 認証

トルコ、ネパール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、などは自国の森林認証制度の立ち上げと PEFC 加盟を準備中。

図 PEFC 加盟国の状況 (2017年2月現在)

